

提出書類		製造	輸入
申出書類関係	(1) 申出書（正本） [A4縦] ※1	3部（申出物質ごと）	3部（申出物質ごと）
	(2) 申出書（正本）のコピー [A4縦] ※1※3	1部（申出物質ごと）	1部（申出物質ごと）
確認通知書関係	(3) 申出化学物質一覧表 （確認通知書の別紙） [A4横]	1部	1部
	(4) 確認通知書 [A4縦]	1部	1部
その他必要書類	(5) 申出化学物質名称の 命名根拠 [A4縦]	1部（申出物質ごと）	1部（申出物質ごと）
	(6) 返信用封筒 [A4判 の書類を折らずに入れ ることができる大きさの もの] ※2	1部	1部

- ※1 提出書類のうち、申出書につきましては、平成16年度の申出から化審法の改正に伴う変更（別紙3参照）がされていますので、提出に際し十分御注意下さい。
- ※2 返信用封筒は、申出のあった物質について厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣による確認が得られた場合の確認通知書又は確認が得られなかった場合の不確認通知書を申出者に郵送するために用いますので、日本工業規格A4判の大きさの用紙を折らずに入れられる封筒に宛先（住所、担当部署名等）を明記の上、書留又は簡易書留（必要に応じて速達）扱いとし、必要な郵便料金に相当する切手を貼った上、提出して下さい。
- ※3 申出物質がオニウム塩である場合には、オニウム塩の対イオンの構造コードについて記載した資料を申出書（正本）のコピーに添付していただく必要があります。詳しくは「少量新規化学物質申出におけるオニウム塩の構造コードの記載について（平成16年12月27日）」を御覧ください。

